川崎市土地開発基金管理要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、土地開発基金の管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (基金の運用等)
- 第1条の2 川崎市事務分掌条例(昭和38年川崎市条例第32号)第1条に規定する局及び本部の長並びに消防局の長及び教育委員会事務局教育次長(以下「局長」という。)は、土地開発基金の運用を依頼するときは、土地開発基金運用依頼書及び運用伺書(別記様式)を財政局長に提出するものとする。
- 2 財政局長は、前項の依頼を受けて土地開発基金を運用しようとするときは、川崎市基金条例施行規則(昭和46年川崎市規則第12号以下「施行規則」という。)第2条第2項の規定に基づき、局長から提出された第1号様式により、市長の決裁を受けなければならない。
- 3 財政局長は、土地開発基金の一部を処分しようとするときは、施行規則第2条第 2項の規定に基づき、市長の決裁を受けなければならない。

(土地の管理)

- 第2条 土地開発基金に属する土地(以下「土地」という。)の管理は、川崎市財産 規則(昭和39年川崎市規則第33号以下「財産規則」という。)第18条から第20 条までの定めに従い、管理するものとする。
- 2 土地の管理事務は、事業予定地(代替地は除く)についてはその事業部局が、その他の土地については財政局資産管理部資産運用課が行うものとする。
- 3 土地の原状を変更し、又は工作物を設置しようとするときは、財政局と協議をしなければならない。
- 4 財政局長は、土地の管理事務を総括する。

(土地の貸付け)

- 第3条 土地の貸付けは、事業に支障がない範囲で、次の各号に該当する場合に行うことができる。
 - (1) 公用・公共用又は公益の事業の用に供するとき。
 - (2) 資材置場・展示場等として短期間使用するとき。
 - (3) 市の事務・事業を補佐し、又は代行する事務・事業を行うとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。
- 2 土地の貸付事務は、土地の管理事務を行う部局が財産規則第28条から第38条までの定めに従い、行うものとする。
- 3 貸付料については、貸付料の算定基準 (平成 28 年 10 月 3 日付 28 川財運第 693 号)によるものとする。

(土地の処分)

第4条 土地の処分は、財産規則第39条から第43条までの定めに従い、行うものとする。ただし、施行規則第7条に該当する場合は、この限りではない。

(資金の貸付け)

第5条 川崎市土地開発公社、公共用地先行取得等事業特別会計その他用地の先行 取得を行う会計で市長が特に必要と認める他の会計において、公用若しくは公共 用に供する土地又は公共の利益のために必要のある土地をあらかじめ取得する資 金に充てるため、土地開発基金に属する現金のうち必要額を貸し付けることがで きる。

(利息)

第5条の2 施行規則第7条第2項に規定する別に定める利息は、土地開発基金を 運用した期間(基金で取得した時から引渡しをするまでの期間)に応じて付すも のとし、当分の間、無利息とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成5年5月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成 12 年 12 月 27 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和元年5月1日から施行する。